

アンゴラ産業財産機関

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 AO. I

略語のリスト

国内官庁： アンゴラ産業財産機関

指定（又は選択）官庁 AO	アンゴラ産業財産機関	概要 AO
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ポルトガル語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ²	通貨：クワンザ (AOA) 特許について： 出願及び公開手数料，15個の請求の範囲まで … AOA 27,722 15個を超える各請求の範囲につき …………… AOA 792 実用新案について： 出願及び公開手数料，15個の請求の範囲まで … AOA 13,464 15個を超える各請求の範囲につき …………… AOA 792	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。

2 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間の終了から21日以内に支払をしなければならない。

A O	アンゴラ産業財産機関 (続き)	A O
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	出願人がアンゴラに居住していない場合には、代理人の選任 ³ 代理人の選任書面 (選任書又は委任状) が要求される ³ 発明者の氏名及び住所が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{4, 5} 出願人の出願及び特許付与の資格に関する申立て又は通知 ^{4, 5} 国際出願の翻訳文2通 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知 (様式PCT/IB/306) に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類 ⁵ 該当する場合には、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか?	アンゴラにおいて国内官庁に対して出願人を代理することが承認されている代理人又は弁護士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。